

# 島根県報

平成28年3月31日 (木)

号外 第 8 3 号 (毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

	* <b>L</b>
<b>—</b>	7/17
<b>—</b>	JK
<b>—</b>	<b>&gt;</b> \

# 【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(林 業 課) 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第61号)

- 1 規則の概要
- (1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を平成29年3月31日まで延長することとした。(第6条の2関係)
- (2) 行政不服審査法の施行に伴う様式の整理
- 2 施行期日

1の(1)については公布の日から、1の(2)については平成28年4月1日から施行することとした。

規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第61号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年島根県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

様式第7号中

「なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

「 なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます (な お、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を 経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規 に 定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正 当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 」 改める。

#### 附 則

この規則中第6条の2の改正規定は公布の日から、様式第7号の改正規定は平成28年4月1日から施行する。